

評価基準表（医療対応型用）（共通評価）

評価項目	配 分
------	-----

本人の 状態	要介護度	40点	30点		介護度5	介護度4	介護度3	介護度2	介護度1	
	行動・心理 症状		10点		頻度	30点	25点	20点	17点	15点
						事項	非常に多い	やや多い	よくある	たまにある
					5点		4点	3点	2点	0点
					5項目以上	4項目	3項目	1～2項目	なし	
	5点		4点	3点	2点	0点				

（医療的ケアの内容、症状・程度）

医療的ケアに関する事項	医療的ケアの有無	20点	8点 ※1	○中心静脈栄養 ○気管切開の処置 ○レスピレーター ○モニター測定	○点滴管理 ○透析 ○疼痛の看護 ○インスリン注射	○酸素療法 ○痰吸引 ○経管栄養	○カテーテル ○ストーマの処置 ○褥瘡の処置		
				8点	6点	4点	2点		
	困難性		3点 ※1 ※2	医療区分3		医療区分2			
				3点		2点			
			3点	○24時間の看護職員による処置・管理が必要な場合					
			3点	○複数の医療的ケアに該当することにより困難性が認められる場合					
			3点	○上記の他、認知症、その他の理由により処置・管理に困難性が認められる場合					

※1 複数項目に該当する場合は、上位の点数を優先する。

※2 医療区分については、別に定める症状を評価する。

主たる介護者の状況	介護の困難度	40点	介護者無	介護者有			
			○身寄り無	○遠距離介護 ○要介護状態 (要介護度4～5) ○長期入院	○通い介護 ○要介護状態 (要介護度1～3) ○病気療養中 ○高齢(80歳以上) ○就労(終日) ○障害(2級) 等のため、介護が困難	○要支援状態 ○病弱 ○高齢(70歳以上80歳未満) ○就労(半日) ○障害(3級) 等のため、十分な介護が困難	○育児・看病 等のため、十分な介護が困難な時がある
			等のため介護ができない	○障害(1級) 等のため、極めて介護が困難	○障害(2級) 等のため、介護が困難	○障害(3級) 等のため、十分な介護が困難	左記以外
			40点	40点	35点	25点	15点

その他	他の要介護者等の有無	20点	10点	要介護者（3以上）有	要介護者（2以下）有	要支援者有	なし
			10点	5点	3点	0点	
	介護協力者の有無		10点	協力者なし	親族以外の協力者有	同居以外の親族の協力者有	同居親族の協力者有
				10点	5点	3点	0点

(注1)「主たる介護者の状況」で「介護者無」の方は、「その他」欄の「他の要介護者等の有無」は10点で評価する。

(注2)次の施設へ入所(入院)している方で退所(退院)を求められている方は、その施設を退所(退院)した場合を想定して、評価する。

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、医療施設、介護保険除外施設、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(個別評価)

個別に比較検討する事項	最高 10 点	次の項目を評価する ○居宅サービスの利用状況 ○介護期間の長短 ○介護によって生じる身体的・精神的負担 ○居住環境 ○その他居宅生活の困難性
-------------	---------	---

施設用

用語の定義

(共通評価)

- ★ 行動・心理症状の頻度：毎日＝非常に多い、週 3～4 回＝やや多い、週 1～2 回＝よくある、月数回＝たまにある
〃 事項：行動・心理症状の該当項目数
- ★ 医療的ケアの有無＝過去 14 日間に受けた医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される。サービスを提供する機関の種類は問わず、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうか問わない。
継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為、調査の時点で、医師の診断により処置が終了、完治している場合は、過去 14 日間の処置の如何に関わらず医療的ケアに含まない。
- ★ 処置管理の困難性：24 時間の看護職員による処置・管理が必要な場合＝24 時間医療的処置・管理の必要な状態が慢性的に続く場合に評価する
- ★ 主たる介護者無＝身寄りのない方、又は同居でない親族はあるが介護は受けられない方
(親族でない方の介護を受けている方を含む)
主たる介護者有：「同居」・「別居」を問わず、介護する親族がいる方＝介護者有
(各区分の複数にあてはまる場合は、配点の高い方で整理する)

- 1（40点）：遠距離介護＝介護者の居宅まで通うのに相当の時間を要する場合であって、通うこと自体が通常は困難と思われるような場合
要介護状態＝介護者自身が要介護認定を受けている方（要介護度4～5）
長期入院＝現に入院しているか近い将来概ね3か月以上の入院が予定されている場合
障害＝障害の等級が1級（障害の種類を問わず）
- 2（35点）：通い介護＝介護者が通って介護している方で遠距離介護に該当しない方
（ただし、同町内など近接地に居住する方を除く）
要介護状態＝介護者自身が要介護認定を受けている方（要介護1～3）
病気療養中＝入院は要しないが、継続的な治療を要するために介護が困難な方
（本来は入院した方が望ましいと思われるが、介護のため入院できずにいる方を含む）
高齢＝満年齢80歳以上の方
就労（終日）＝介護者が現に常勤の形態で就労している
障害＝障害の等級が2級（障害の種類を問わず）
- 3（25点）：要支援状態＝介護者自身が要支援認定を受けている方
病弱＝定期的に通院治療をすることにより介護が困難な方
高齢＝満年齢70歳以上80歳未満の方
就労（半日）＝介護者が経常的に半日程度、パート等で就労している場合
障害＝障害の等級が3級（障害の種類を問わず）
- 4（15点）：育児・看病＝就学前の養育するこどもがいる方、又は居宅内で3か月以上親族の看病をしている方
（3か月以上病院で親族の付添をしている方を含む）

★ その他

他の要介護者等の有無：入所希望者以外に要介護又は要支援の親族がいる場合

介護協力者の有無：主たる介護者の協力者の有無、又は協力者の種類により加算

（個別評価）

評価基準表（共通評価）以外に個別に勘案する項目とし、1項目ごとに加算するのではなく、全体で10点満点として共通評価の点数に加算する。

- ① 居宅サービスの利用状況：現在の居所が「自宅」である方について、訪問・通所系及び短期入所系のサービスの利用状況について考慮する。（経済的な理由による利用状況も加味する）
- ② 要介護認定日以降の介護期間の長短：介護者の疲労・負担度を認定日以降判定時までの介護期間の長さにより判断する。
- ③ 介護によって生じる身体的・精神的負担：著しく負担となっている場合に考慮する。
- ④ 居住環境：在宅での待機者の場合、「自宅」の衛生面、狭あい、段差等が著しく住宅改修の余地がないものを優先とする。

医療対応型特別養護老人ホーム優先入所指針 評価基準表：医療区分

区分	症状
医療区分 3	①24 時間持続して点滴を実施している状態 ②中心静脈栄養を実施している状態 ③人工呼吸器を使用している状態 ④酸素療法を実施している状態（安静時の動脈血酸素飽和度 90％以上を維持するのに、3L／分以上の酸素投与が必要な状態に限る）
医療区分 2	⑤頻回の血糖検査を実施している状態（1 日 3 回以上の血糖検査が必要な場合に限る） ⑥腹膜灌流を実施している状態 ⑦悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る） ⑧褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる状態又は褥創が 2 箇所以上に認められる場合に限る） ⑨1 日 8 回以上の喀痰吸引を実施している状態 ⑩気管切開が行われている状態 ⑪酸素療法を実施している状態（安静時の動脈血酸素飽和度 90％以上を維持するのに、3L／分未満の酸素投与が必要な状態）

※なお、上記における「医療区分」は、診療報酬上の医療療養病棟入院基本料算定に係る医療区分を基に本市が定めたもの。